

船舶事故調査報告書

平成31年4月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年11月18日 06時00分ごろ
発生場所	愛知県西尾市佐久島漁港入ヶ浦地区北東方沖 佐久島港太井ノ浦防波堤灯台から真方位038° 1, 140m付近 (概位 北緯34° 43.6′ 東経137° 03.4′)
事故の概要	プレジャーボート洋康丸は、南東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年11月26日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 洋康丸、5トン未満（長さ10.10m）
船舶番号、船舶所有者等	240-1820愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷、舵、推進器翼等に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.4m、潮汐 下げ潮の末期 日出時刻：06時28分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人3人を乗せ、法定灯火を表示して南東進中、船長が、佐久島東岸沖の水深などの詳細な情報を知らなかったため、前路に漁網の存在を示す標識灯の明かりや浮子を認めた際、右舵を取って漁網の浮子を避け、スマートフォンに表示させた地図情報の航空写真で確認していた前路の浅所を避けようと思ってすぐに大きく左舵を取ったところ、佐久島東岸沖の浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.3m、船尾約1.3mであった。</p> <p>船長は、GPSプロッターの画面に等深線を表示させる機能があることを知らなかった。</p>
分析	本船は、南東進中、船長が、佐久島東岸沖の水深などの詳細な情報を知らなかったことから、前路の浅所を避けようと思って左舵を取り、同島東岸沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、南東進中、船長が、佐久島東岸沖の水深などの詳細な情報を知らなかったため、前路の浅所を避けようと思って左舵を取り、同島東岸沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行前に海図等を確認して航行予定海域の水路調査を行い、航行中は、GPSプロッターを活用して水深などの状況を十分に確認すること。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・スマートフォンの地図情報を航海用として使用しないこと。・GPSプロッターなどの航海機器の習熟に努めること。 |
|--|---|